

令和8年度ゼロカーボン推進業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1.実施の目的

この実施要領は、令和8年度ゼロカーボン推進業務委託について、最適な契約候補者をプロポーザル方式により選定するために必要な手続きを定めるものである。

2.業務の概要

(1)業務名

令和8年度ゼロカーボン推進業務委託

(2)業務内容

別紙「概要仕様書」のとおり

(3)履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月12日(金)まで

(4)提案限度額

ア 提案限度額 12,718千円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

イ 上記金額は契約金額の限度を示すものであり、本市がこの金額で契約することを約束するものではない。

プロポーザル選定結果に基づき、市は受託候補者と協議し、企画提案内容を反映した仕様書を調整のうえ、提案限度額を上限として契約を締結するものとする。

ウ 参考見積書の金額が提案限度額を超過した場合は、失格とする。

(5)契約方法

随意契約による確定契約

(6)契約保証金

ア 契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。

イ 提案者(共同企業体の場合は代表者)が 過去2か年の間に本市、国もしくは他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって契約し、かつ、これらをすべて誠実に履行しており、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときは、契約保証金を免除することができる。

(7)支払条件

前金払、部分払い無し

(8)実施スケジュール

実施内容	実施期間
参加表明書等の提出期間	令和8年4月20日～令和8年5月8日 午後0時まで
質問書の提出期間	令和8年4月20日～令和8年4月30日 午後0時まで
質問書の回答	令和8年5月8日 午後5時まで
◆一次審査結果の通知	令和8年5月12日(予定)
企画提案書の受付期間	令和8年5月22日 午後0時まで ※一次審査通過者のみ
プレゼンテーションの実施	令和8年5月28日(予定)
◆二次審査結果の通知	令和8年6月上旬頃(予定)
契約締結	令和8年6月中旬頃(予定)

※プレゼンテーションは、沖縄市役所庁舎にて対面実施を予定しております。

※※本業務は、沖縄特別推進市町村交付金(一括交付金)を活用するため、国の交付決定後に審査結果の通知および契約締結をおこないますので、上記実施スケジュールから変更の可能性のあることにご留意ください。

3.担当課

沖縄市 市民部 環境課 環境政策係
担当 野原
〒904-8501 沖縄県沖縄市仲宗根町26番1号
電話番号 098-939-1212(内線 2227)
電子メール a34kansei@city.okinawa.lg.jp

4.参加資格

本プロポーザルに参加できる者(提案者となろうとする者)は、次に掲げる事項を全て満たす者でなければならない。なお、契約締結までに参加資格を有しなくなった場合は、その時点で参加資格を失うものとする。

(1)単体企業として参加する場合

次のア～オに掲げる事項を全て満たしていることを要件とする。

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- イ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ウ 参加表明書の提出の日から契約締結までの間において、沖縄市から指名停止の措置を受けていないこと。
- エ 国税及び市町村税を滞納していないこと。
- オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(2)共同企業体として参加する場合

共同企業体を組織して本プロポーザルに参加しようとする場合は、全ての構成員が上記の「(1)単体企業として参加する場合」の要件を全て満たしていることを要件とする。この場合においては、参加表明書の提出までに共同企業体を組織し、共同企業体の設置に関する協定書(別紙参照)を参加表明書の提出時に添付しなければならない。

5.実施要領等の配布

(1)配布期間

令和8年4月20日(月)～令和8年5月8日(金) 午後0時(正午)まで

(2)配布場所

実施要領や様式等は、沖縄市のホームページから入手すること。

沖縄市ホームページ <https://www.city.okinawa.okinawa.jp/>

6.質問及び回答の方法等

(1)質問の内容

本プロポーザルに関する質問は、参加表明書及び企画提案書の作成及び提出に必要な事項並びに業務実施に係る条件に限るものとし、評価及び審査に係る質問並びに提案内容に係る質問は一切受け付けない。

(2)質問の方法

ア 様式-7へ記入し、電子メールに添付して提出すること。件名は以下のとおりとし、メール送信後、本市担当者のメール受信を電話により確認すること。

件名:【会社名●●】令和8年度ゼロカーボン推進業務への質問について

イ 提出先:沖縄市 市民部 環境課 環境政策係

電子メール a34kansei@city.okinawa.lg.jp

電話番号 098-939-1212(内線2227)

ウ 受付期間:令和8年4月20日(月)～令和8年4月30日(木)午後0時00分(正午)まで

(3)回答の方法

質問に対する回答は、令和8年5月8日(金)午後5時00分までに沖縄市ホームページに掲載する。ただし、質問内容が質問者固有の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する場合がある。

7.参加表明書等の作成及び提出方法等

(1)作成及び提出

ア 提出書類

様式等	提出部数	提出方法
様式-1 参加表明書	1部	持参または郵送 (郵送の場合、書留 郵便など配達の記事 録が分かる方法)
様式-2 会社概要書	1部	
※様式に記載されている資料等	1部	
様式-3 業務実施体制書	1部	
様式-4 誓約書	1部	
共同企業体協定書	1部	
現在事項全部証明書等(写し)	1部	
納税証明書(写し)	1部	
上記のデータ形式(PDF) ※押印が必要な書類は押印後のもの		電子メール

イ 留意事項

(ア)様式-2、様式-4、現在事項全部証明書等(写し)及び納税証明書(写し)は共同企業体の場合は構成員ごとに提出すること。

(イ)現在事項全部証明書等とは、下記のいずれかをいう。

- ①法人事業者は、現在事項全部証明書、登記簿謄本、又は履歴事項全部証明書。
- ②個人事業者は、市区町村が発行する代表者の身分証明書。
- (ウ)納税証明書とは、国税及び市町村税の滞納のない証明書。個人事業者の場合は、代表者に係る市町村税及び国民健康保険料(税)の滞納のない証明書。
- (エ)令和7・8年度の「沖縄市入札参加資格者登録名簿」に登録申請した者は、その旨を申し添えたうえで、「現在事項全部証明書等」、「納税証明書」の提出を省略することができる。
- (オ)電子メール提出の際、メール添付の容量制限(約14MB)を超える場合はメール便等を活用すること。また、電子メール送信後は、メール到着のための市担当者へ電話連絡を行うこと。
- (カ)提出書類に不備のある場合は不受理となりますので、様式に記載されている資料等も必ず提出すること。

ウ 提出期間

令和8年4月20日(月)～令和8年5月8日(金)午後0時00分(正午)まで(必着)

※持参による場合の受付時間は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び臨時の閉庁日(以下「休日」という。)を除く午前9時00分から午後5時00分までとする。最終日のみ午後0時までとする。

(2)一次審査の評価項目、評価対象、配点

一次審査は、会社の評価及び会社の実績を評価する。評価項目等は次の通り。

評価項目	評価対象	配点
会社の評価	資本金 ※共同企業体の場合は、代表者の評価をする	5
	本社、支店・営業所等の所在地 ※共同企業体の場合は、いずれかの構成員の評価をする	5
	ISO 9001 及び ISO 14001 保有の有無 ※共同企業体の場合は、いずれかの構成員の評価をする	6
会社の実績	ゼロカーボンに関する(類似する)公的機関からのワークショップ業務受託実績の有無(市内自治会対象、有資格者)	11
	ゼロカーボンに関する(類似する)公的機関からのイベント業務受託実績の有無(県内実施、体験ブース数、来場者数)	14
	ポータルサイトの制作・運営実績、ゼロカーボンに関する(類似する)取組事例動画及び啓発コラムの制作実績の有無	9

8.一次審査結果の通知

全参加表明者に一次審査の結果を通知します。また、上位3位までの者については、二次審査日程等もあわせて通知します。

(1)通知日

令和8年5月12日(火) 予定

(2)通知の方法

文書で通知するとともに、担当者宛てにメールします。

9. 企画提案書の作成及び提出方法等

(1)作成及び提出

ア 提出書類

様式等	提出部数	提出方法
様式-5 企画提案書(表紙)	1部	持参または郵送 (郵送の場合、書留 郵便など配達の記事 録が分かる方法)
※企画提案書(任意様式)	10部	
様式-6 見積書	1部	電子メール
※内訳明細書(任意様式)	10部	
上記のデータ形式(PDF) ※押印が必要な書類は押印後のもの		

イ 留意事項

- (ア) 企画提案書(任意様式)は、業務仕様書(案)の「4. 業務の内容」に沿って作成するほか、「実施体制・スケジュール」、「追加提案等」についても明記し、A4版で両面印刷、10ページ以内にまとめること。
- (イ) 見積書には、本業務を履行するために必要となるすべての費用を含めて作成し、内訳明細書(任意様式)を添付すること。内訳明細書は、業務仕様書(案)の「4. 業務の内容」の項目ごとに金額も明記すること。
- (ウ) 電子メール提出の際、メール添付の容量制限(約14MB)を超える場合はメール便等を活用すること。また、電子メール送信後は、メール到着のための市担当者へ電話連絡を行うこと。
- (エ) 提出書類に不備のある場合は不受理となります。

ウ 提出期間

令和8年5月22日(金) 午後0時00分(正午)まで(必着)

※持参による場合の受付時間は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び臨時の閉庁日(以下「休日」という。)を除く午前9時00分から午後5時00分までとする。最終日のみ午後0時までとする。

10. 二次審査の評価

(1) 審査の方法

二次審査は、一次審査上位3位までの者によるプレゼンテーションで行い、一次、二次の合計点数が最も高かった企画提案書の提出者を受託候補者として決定する。なお、プロポーザル参加者が1者のみの場合でも審査を行うが、評価が一定水準(合計点数が満点の60%)に達しない場合は、受託候補者として選定しない。

ア 日程等

プレゼンテーションの日程、場所等については別途通知する。

イ 実施方法

- ・プレゼンテーション 20分以内・質疑応答10分程度とし、1者ずつ行う。
- ・使用するパソコンは、提案者が準備すること。市は、モニターとHDMIケーブルを準備する。
- ・追加資料の配付等は原則禁止とするが、提出された企画提案書と同一の図案や写真を用いた説明用パネル等で、市が事前に承諾した場合は、この限りでない。
- ・説明者は、業務実施体制書に記載のある4名までが同席することができる。

(2) 評価項目、評価の基準、配点

二次審査の評価項目等は、以下の通り。

ア 評価項目(選定委員評価)

- (ア)ゼロカーボン推進に向けた啓蒙活動の実施
- (イ)ゼロカーボン推進に向けた情報サイトの制作および情報発信
- (ウ)実施体制及びスケジュール
- (エ)追加提案等
- (オ)質疑への対応

イ 評価基準及び配点

評価項目	評価の基準(着目点)	配点
啓蒙活動の実施	・効果的なワークショップ、イベントになっているか	50
情報サイトの制作 及び情報発信	・閲覧回数が増える工夫がされているか ・市民・事業者の実践につながる内容となっているか	25
実施体制及びスケジュール	・効率的、効果的になっているか	10
追加提案等	・本業務に関連する実績や強みなどを活かして、魅力的な追加提案等になっているか	10
質疑等への対応	・説明はわかりやすく、説得力があるか ・質問内容を理解し、的確な対応をしているか	5
合計		100

(3)結果の通知

審査結果は文書により通知するものとする。

11 .参加者の失格

本プロポーザルへの参加者が下記のいずれかに該当した場合、その者の提出した参加表明書及び企画提案書を無効とし、当該参加者は本プロポーザルへの参加資格を失う。

- ア 参加表明書や企画提案書が提出期限までに提出されなかった場合
- イ 契約締結までの期間に本要領4に定める参加資格を有しなくなった場合
- ウ 本件に関して虚偽の記載や不正な行為、公正さを欠く行為等があった場合
- エ プレゼンテーションへ参加しなかった場合
- オ 本実施要領の定めを反した場合

12.業務委託契約に関する事項

(1)見積書を徴する相手先としての特定

発注者(沖縄市)は、受託候補者を本業務委託契約に係る随意契約の見積書を徴する相手先として特定するとともに、業務の詳細内容の協議を実施するものとする。ただし、下記のいずれかに該当し、見積書を徴することができない場合及び業務委託契約が締結できない場合には、次点者を相手先として再特定するものとする。

- ア 受託候補者が、本要領「4 プロポーザルへの参加資格」を有しなくなったとき。
- イ 受託候補者が、本要領「11 参加者の失格」に掲げる失格条項に該当して失格となったとき。
- ウ 受託候補者からの見積書を徴した結果、契約締結ができないとき。
- エ 受託候補者が、本業務委託契約の締結を辞退したとき。

(2)業務委託の仕様及び実施条件

ア 本業務委託の仕様については、別紙の業務仕様書(案)のほか、企画提案の内容を尊重し、発注者、受託候補者協議の上定めるものとする。

- イ 本業務委託の仕様書の調整にあたり、受託候補者に対し業務の具体的な実施手法の提案等を依頼することがある。
- ウ 業務の一部再委託は、企画提案書にその旨の記載がある場合に限り認めるものとする。

(3)契約内容等

本業務の委託契約は、沖縄市契約規則によるものとする。また、受託者は、本業務の全部を一括して第三者に再委託してはならない。

(4)契約の解除

発注者(沖縄市)は、本業務委託の契約後に、受託者が本要領に定める失格条項に該当していたことが明らかとなった場合は、契約の解除を行うことができる。

13.その他

(1)本件に係る費用負担

参加表明及び企画提案の作成・提出に要する費用、プレゼンテーション参加に要する費用等、その一切は参加者の負担とする。

(2)企画提案書等の取扱い

- ア 提出された参加表明書及び企画提案書は、返却しない。
- イ 提出された参加表明書及び企画提案書の著作権は提出者に帰属するものとし、本市が提出者に無断で利用することはない。ただし、本市は、本件に係る事務手続及び事務処理に必要な範囲において、企画提案書等の複製、記録及び保存を行う。

(3)その他留意事項

- ア 持参以外の方法により資料を提出する場合は、配達記録郵便の利用や電話連絡による着信確認を行うなどの対策を講じること。不達及び遅配を原因とする提出者の不利益が生じても、本市はこの責を負わない。
- イ 提出された参加表明書及び企画提案書は、提出期限までは自由に改変ができるものとする。ただし、改変しようとする場合は、提出された書類一式を一旦持ち帰り、改めて改変された書類を提出すること。
- ウ 提出期限を過ぎた後は、参加表明書及び企画提案書の改変はできないものとする。
- エ 参加表明書提出後、辞退を希望する場合は令和8年5月15日(金)までに、参加辞退届(様式-8)を提出すること。
- オ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない書類は、受理しない。
- カ 本市は、説明責任を果たすべき趣旨から本プロポーザルにおける審査、評価及び特定結果について、沖縄市情報公開条例に基づきその内容を公開することができる。